

## 社会福祉法人やなぎ会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人やなぎ会（以下「この法人」という。）の役員、評議員及び委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)委員会委員とは、評議員選任・解任委員をいう
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等であり、報酬とは明確に区分するものとする。

### (報 酬)

第3条 各年度による報酬総額の上限は、評議員 800,000 円、理事 1,400,000 円、監事 460,000 円、委員会委員 210,000 円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員、評議員及び委員会委員に対する報酬は、会議への出席及び法人・施設運営のための業務にあたった時の報酬は、別表1の報酬を支給することができる。

### (業務の種類)

第4条 役員等報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1)理事、監事が理事会に出席したとき
- (2)評議員及び役員が評議員会に出席したとき
- (3)監事による監事監査を行ったとき又は法人及び施設の行政機関による監査の立会いのとき
- (4)役員の研修参加及び他の施設の視察業務など理事長の命令を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったとき
- (5)評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき
- (6) その他理事長が必要と認めた業務を執行したとき

### (費 用)

第5条 役員、評議員が、法人業務のため出張したときは、旅費等（交通費、宿泊費等）実費を支給する。

- 2 旅費等は、原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算払いし、出張終了後精算することができる。

(支給方法等)

第6条 報酬、費用等は現金をもって本人に当日支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額（源泉所得税）及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(兼務役員等)

第7条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、施設職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認後、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成29年4月3日より施行する。

この規程は、平成30年12月17日より施行する。

この規程は、令和1年6月13日より施行する。

この規程は、令和4年6月20日より施行する。

別表 1

(単位：円)

	役員等報酬
理事会	22,620円
監事監査・監査立会	22,620円
評議員会	22,620円
評議員選任・解任委員会	22,620円
上記の他法人・施設業務のための出勤	22,620円

※源泉所得税を控除した金額を支給する。